				て生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。
				四・五　（略）
混合窒素肥料（窒素質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）に、窒素質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	
			七・八　（略）	

二　りん酸質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有すべき主成分の最大量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

				ための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。
				四・五　（略）
混合窒素肥料（窒素質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）に、窒素質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	（略）	（略）	一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	
			七・八　（略）	

二　りん酸質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有すべき主成分の最大量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）